

山口県報

平成27年
1月16日
(金曜日)

目次

○公告

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(四件) (商政課)……………一

公共測量の実施(監理課)……………二

公共測量の実施の終了(監理課)……………三

建設業の許可の取消し(監理課)……………三

○選管告示

政治団体の名称等……………三

政治団体の異動事項……………四

解散等に係る政治団体の名称等……………四

資金管理団体の名称等……………四

資金管理団体の異動事項……………四

個人演説会等を開催することができる施設……………四

個人演説会等を開催することができる施設に関する告示の一部改正……………五



(一〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十六年八月二十六日山口県公告(二八二)に係る大規模小売店舗について次のとおり山陽小野田市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十七年一月十六日から同年二月十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市産業振興部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年一月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 名称 (仮称)ドラッグコスモス小野田丸河内店
- 所在地 山陽小野田市大字丸河内一〇三二の五
- 二 意見の概要
- 特に配慮を求める事項はない。

(一一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十六年八月二十六日山口県公告(二八四)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十七年一月十六日から同年二月十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年一月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 名称 アルク安岡ショッピングパーク
- 所在地 下関市富任町一丁目四七四の六
- 二 意見の概要
- 騒音の発生に係る事項について配慮を求める。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク長府中土居店

所在地 下関市長府中土居本町五九〇

- 二 意見の概要
- 騒音の発生に係る事項について配慮を求める。

(一二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成

二十六年八月二十六日山口県公告(二八五)に係る大規模小売店舗について次のとおり
宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十七年一月十六日から同年二月十六日までの間、山口県商工労働
部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年一月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク南浜店

所在地 宇部市南浜町二丁目八番四号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク恩田店

所在地 宇部市草江一丁目一番一号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク西岐波店

所在地 宇部市大字西岐波一五六一の三

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク琴芝店

所在地 宇部市西琴芝一丁目九一〇

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(一三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成
二十六年八月二十六日山口県公告(二八六)に係る大規模小売店舗について次のとおり
山陽小野田市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十七年一月十六日から同年二月十六日までの間、山口県商工労働
部商政課及び山陽小野田市産業振興部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年一月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク小野田店

所在地 山陽小野田市大字西高泊六四〇の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク港町店

所在地 山陽小野田市港町五八一〇の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(一四) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長から次のとおり
公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十七年一月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(水準測量)

二 作業の地域

阿武郡阿武町

三 作業の期間
平成二十七年一月六日から同月三十日まで

(一五) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、中国四国防衛局長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十七年一月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量)

二 作業の地域

岩国市平田六丁目

三 作業の期間

平成二十六年八月二十九日から同年十二月十五日まで

(一六) 建設業の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二十九条第一項の規定により、建設業の許可を取り消しました。

平成二十七年一月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 処分をした年月日

平成二十六年十二月二十二日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称 株式会社松本建設

主たる営業所の所在地 山陽小野田市大字高畑二〇三番地の三

代表者の氏名 松本 徹

許可番号 山口県知事許可(般一三三)第一五七八六号

三 処分の内容

土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業に関する一般建設業の許可の取消し
四 処分の原因となった事実

株式会社松本建設が、法第八条第八号に該当する役員についてその者が同条各号に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面を作成し、これを添付して平成二十六年十月二十七日付けで法第十一条第一項の変更届出書を提出し、このことが法第二十九条第一項第六号に該当する。



山口県選挙管理委員会告示第一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十七年一月十六日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正 昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考(届出年月日)
俊光会	牧野 敏也	高杉 豊子	山口市占熊/丁目6番//号		平成26、12、22
田中豊文後援会	田中 豊文	新原 良夫	大島郡周防大島町大字東安下庄/39の3		〃 〃 5
やすしの会	渡辺 靖志	渡辺裕美子	岩国市榑町3丁目/4番6号		〃 〃 /6

政治団体の名称	代表者		会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考(届出年月日)
	氏名	公職の種類				
維新の党衆議院山口県選挙区支部	高島 勉	衆議院議員	板垣 聡	防府市お茶屋町4番44号	政治資金規正法第9条の7号に係る関係政治団体	平成26、12、8

山口県選挙管理委員会告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十七年一月十六日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

政治団体の名称	異動事項	異動内容		備出(年月日)
		異動新	異動旧	
渋谷正後援会	代表者	松永 幸一	辻原 一成	平成26、25 12、25
末永義美新市創生会	代表者	末永 義美	伊東 義美	" " 19
		末永 義美	伊東 義美	
曾田さとし後援会	事務所	下関市山の口町/番/8号	下関市瀬江町3丁目3番26号	" " 3
はまおか歳生後援会	代表者	新村 和典	小林 三郎	" " 5

山口県選挙管理委員会告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十七年一月十六日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
浅原利夫後援会	若月 昌作	藤井 達夫	山口市名田島25/8	平成26、12、24
嶋原明人後援会	竹下 善造	前原 昭典	下関市大字清末2298	" 11、25

山口県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による届出があった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十七年一月十六日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体		代表者の氏名	備出(年月日)
		名称	主たる事務所の所在地		
渡辺 靖志	山口県議会議員	やすしの会	岩国市榑町3丁目/4番6号	渡辺 靖志	平成26、12、16

山口県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十七年一月十六日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

資金管理団体の届出事項を異動させた者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容		備出(年月日)
				異動新	異動旧	
曾田 聡	山口県議会議員	曾田さとし後援会	事務所	下関市山の口町/番/8号	下関市瀬江町3丁目3番26号	平成26、12、3

山口県選挙管理委員会告示第六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により市町の選挙管理委員会が指定した個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設は、次のとおりである。

平成二十七年一月十六日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

名称 所在地 指定年月日
西岐波団地集会所 宇部市大字西岐波三九一六 平成二六、一一、一四

山口県選挙管理委員会告示第七号

個人演説会等を開催することができるとする施設に関する告示（平成八年山口県選挙管理委員会告示第九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年一月十六日

山口県選挙管理委員会委員長

中 村 正 昭

「萩原第一集会所

ク

ク

一八」を

削る。

平成二十七年一月十六日印刷

発行人所

山口県知事庁